

議案第36号

売買代金請求事件に係る訴訟の和解について

平成16年9月22日議決に係る奈良地方裁判所に係争中の奈良地方裁判所平成20年[]売買代金請求事件について、別紙のとおり和解するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

平成22年3月8日提出

天理市長 南 佳 策

平成20年 [REDACTED] 売買代金請求事件

原 告 天理市

被 告 [REDACTED]

和解条項（案）

1. 原告と被告は、被告が被相続人 [REDACTED] の唯一の相続人であること及び被相続人 [REDACTED] が平成6年12月頃原告との間で締結した別紙物件目録記載1及び2の各土地（以下、「本件土地」という。）に関する売買契約の買い主の地位を被告が包括承継したことを相互に確認した。
2. 被告は、原告に対し、売買代金 金7,857,916円及び同金額に対する平成22年5月から平成42年4月まで年2%の約定利息金1,682,531円の合計額金9,540,447円の支払い義務があることを認める。
3. 被告は、原告に対し、前項金員 金9,540,447円を、次のとおり240回に分割して、毎月末日限り、原告に持参又は送金して支払う。
平成22年5月（第1回目）から平成42年3月（第239回目）まで金39,752円
平成42年4月（第240回目）に金39,719円
4. 被告が前項の分割金の支払を怠り、その額が金100,000円に達しときは、当然に同項の期限の利益を失う。
5. 前項により期限の利益を失ったとき、被告は、原告に対し、第3項記載の金員から既払金を控除した残金を、即時一括して原告に持参又は送金して支払う。
6. 原告は、被告に対し、本件土地につき平成7年12月1日付け売買を原因とする所有権移転登記手続をする。
但し、登記手続費用は、被告の負担とする。
7. 原告及び被告は、本日、第2項の債務の支払を担保するため、本件土地及び別紙物件目録記載3の建物（以下、「本件建物」という。）につき、順位1番の抵当権を設定する。

8. 被告は、原告に対し、本件土地及び本件建物につき、前項の平成22年3月26日付抵当権設定契約を原因とする抵当権設定登記手続をする。
但し、登記費用は、被告の負担とする。
9. 本件土地に関する平成8年度から平成22年度の固定資産税などの公租公課相当額378,800円は、被告の負担とする。
10. 原告は、その余の請求を放棄する。
11. 原告と被告間には、本件に関し、この和解条項に定めるものほかに何らの債権債務のないことを相互に確認する。
12. 訴訟費用は、各自の負担とする。

以上

物 件 目 錄

1. 所 在 奈良県天理市 [REDACTED]

地 番 [REDACTED]

地 目 宅地

地 積 179.36m²

2. 所 在 奈良県天理市 [REDACTED]

地 番 [REDACTED]

地 目 宅地

地 積 153.72m²

3. 所 在 奈良県天理市 [REDACTED]

奈良県天理市 [REDACTED]

家屋番号 [REDACTED]

種 類 居宅

構 造 木造瓦葺 2階建

床 面 積 1階 117.84m²

2階 69.49m²

当事者目録

〒632-8555 天理市川原城町605番地

原告 天理市

上記代表者市長 南佳策

〒630-8266 奈良市花芝町7番地2号 松村ビル3階

平城総合法律事務所（送達場所）

原告訴訟代理人

弁護士 多田 実

〒632-0033 天理市

被告